

牧之原市立地適正化計画 届出の手引き

令和8年3月



目 次

①牧之原市立地適正化計画とは.....	1
②届出制度について.....	1
(誘導区域図・拡大図)	2
③届出の要否の確認.....	11
④居住誘導区域外での住宅の開発行為・建築等行為.....	12
⑤都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為.....	13
⑥都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止.....	14
(届出様式記載例)	
<居住誘導区域外に関する届出の様式>	
様式第10(開発行為届出書)	15
様式第11(新築・改築・用途変更等に関する行為届出書)	16
様式第12(行為の変更届出書)	17
<都市機能誘導区域外に関する届出の様式>	
様式第18(開発行為届出書)	18
様式第19(新築・改築・用途変更等に関する行為届出書)	19
様式第20(行為の変更届出書)	20
<都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に関する届出の様式>	
様式第21(誘導施設の休廃止届出書)	21

① 牧之原市立地適正化計画とは

急速に進む人口減少や少子高齢化の中で、住民にとって安心して快適な生活環境の実現や持続可能な都市経営を可能とするために、平成26年（2014年）8月に都市再生特別措置法の改正によって「立地適正化計画」が制度化され、効率的・効果的なまちづくりに向けた取組みを推進するものとなりました。

本市では、人口減少を背景とした都市施設の再編による効率化を進めており、これらの動きと連動した拠点形成の再編と都市構造の具現化に向けた取組みを推進するために、『牧之原市立地適正化計画』を策定しました。

また、本計画では、計画区域や基本的な方針に加えて、医療・福祉・子育て等の各種サービスの効率的提供を図るために都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るために居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

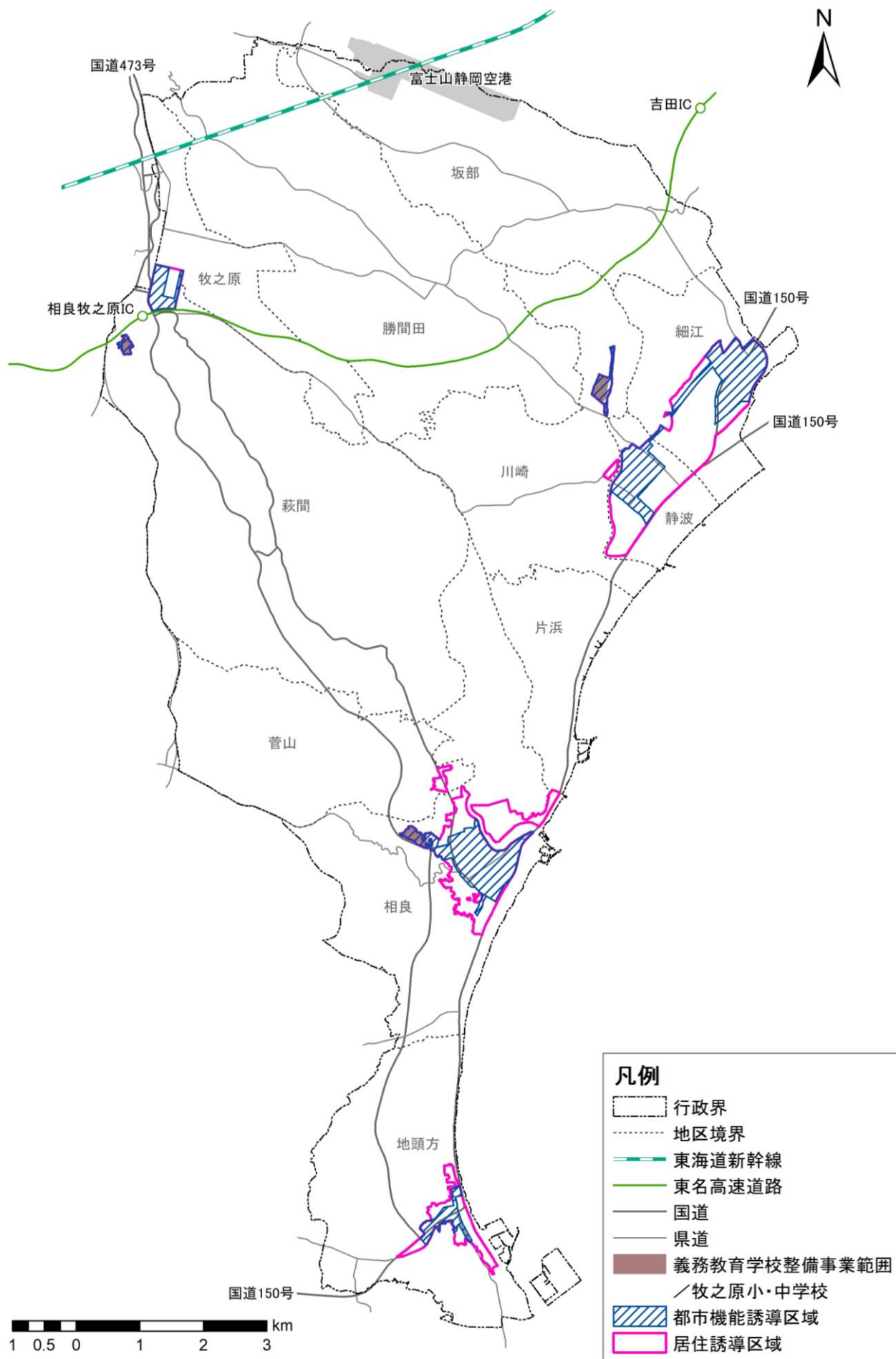
② 届出制度について

令和8年（2026年）4月1日以降、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等行為を行う場合、また都市機能誘導区域外において誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、**開発・建築・休廃止等の行為に着手する30日前までに市への届出が必要**になります。

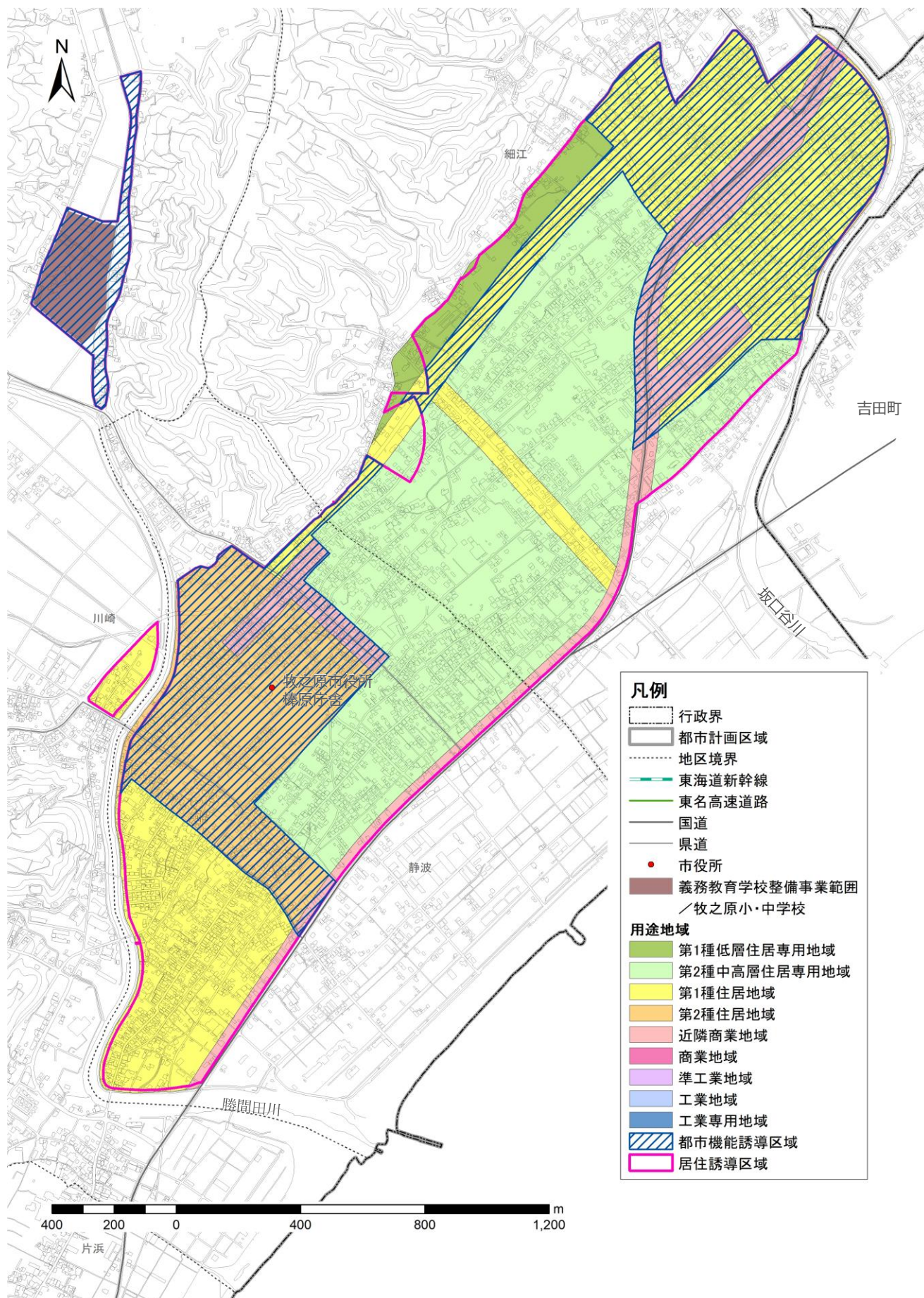
本市の各誘導区域は、次ページの図面のとおりです。

なお、詳細な区域の範囲は、牧之原市役所相良庁舎2階 都市住宅課備え付けの誘導区域図、若しくはお電話 0548-53-2633（都市住宅課）で、ご確認いただくか、牧之原市ホームページをご参照ください。

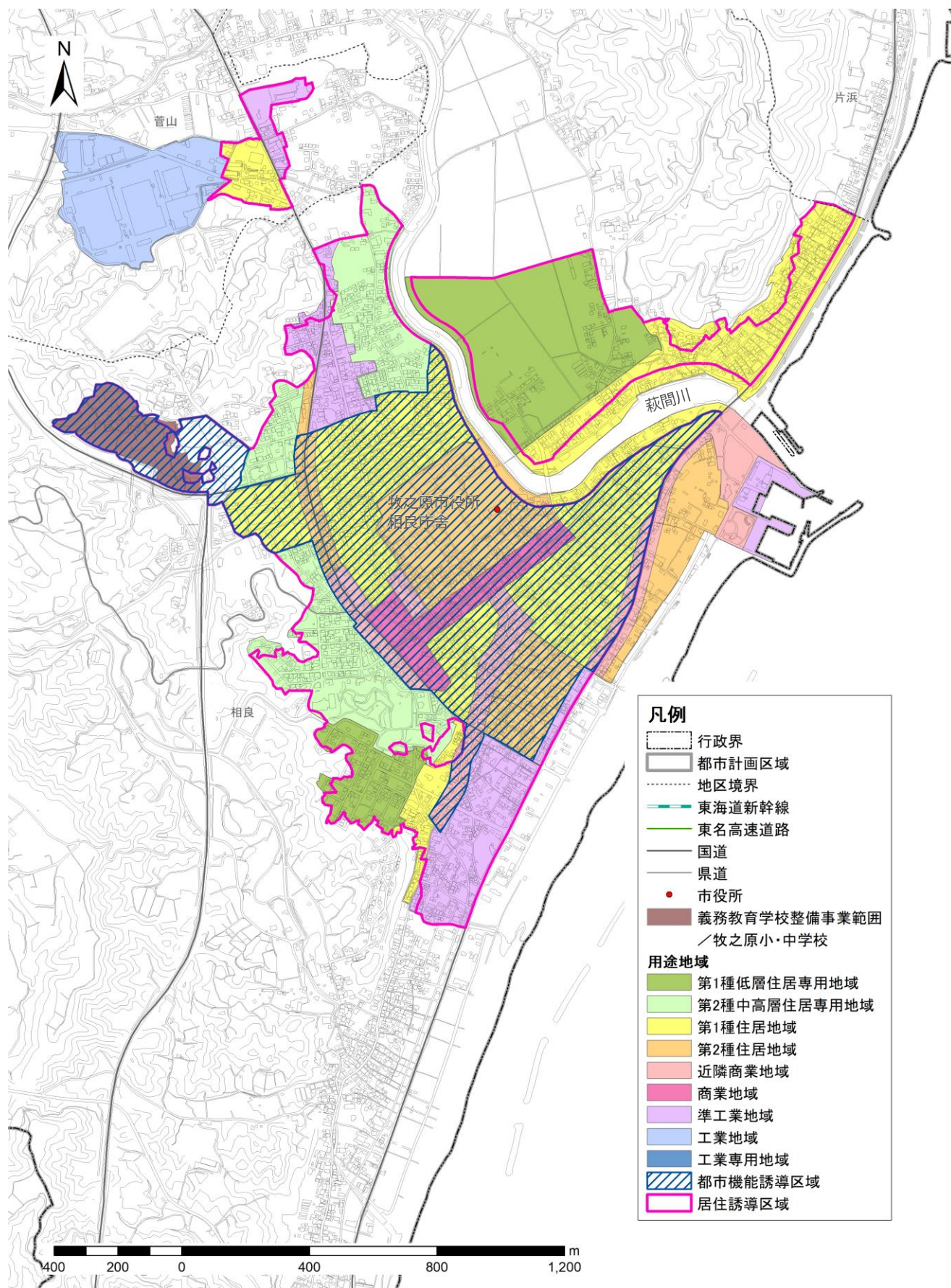
■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域



■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域 拡大図
【榛原地域】

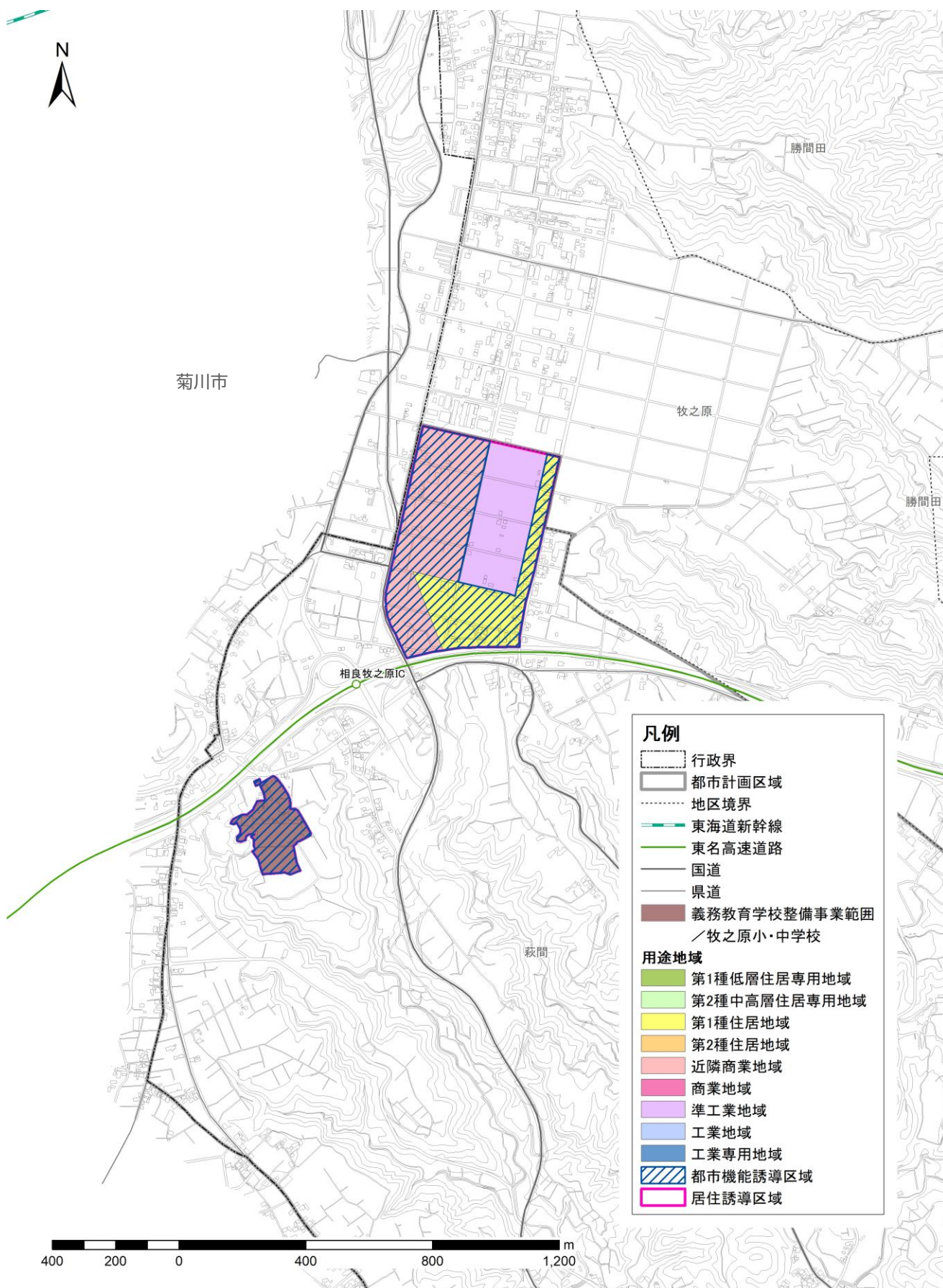


■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域 拡大図
【相良地域】

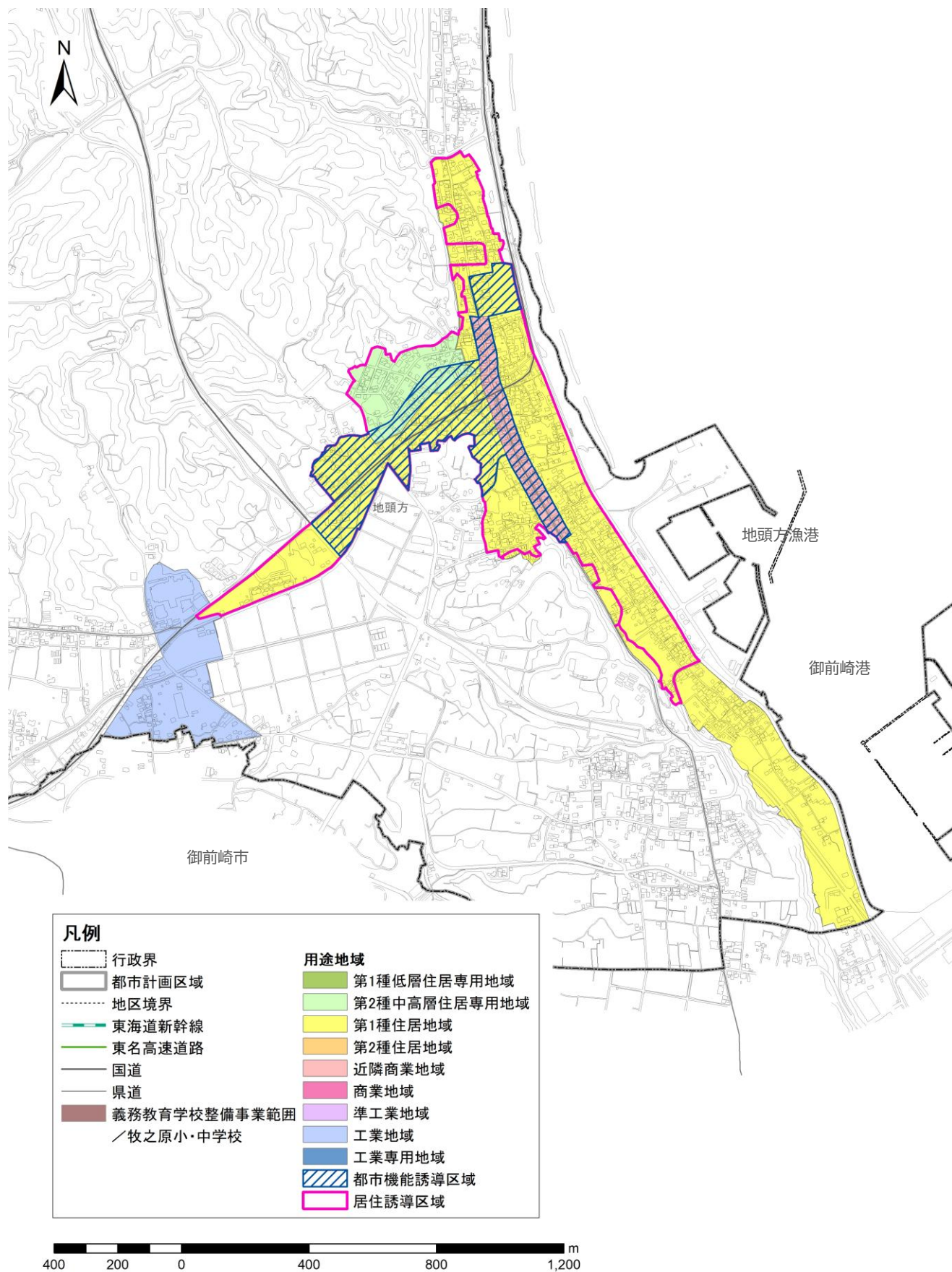


※都市機能誘導区域内の切り欠き部は、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域であり、学校整備に伴い、当該区域の指定は外れる見込みです。

■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域 拡大図
【相良牧之原 IC 周辺地域】



■ 都市機能誘導区域・居住誘導区域 拡大図
【地頭方地域】



■ 住宅の開発・建築等行為に係る届出について

居住誘導区域外での住宅開発等の動向を把握するため、**居住誘導区域外の区域**で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）

開発行為

◆ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為

（例） **届出必要** 3 戸の開発行為



◆ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で土地の区画形質の変更面積が 1,000 m²以上の規模のもの

（例） **届出必要** 1,300 m²で 1 戸の開発行為



届出不要 800 m²で 2 戸の開発行為



建築等行為

◆ 3 戸以上の住宅の新築

◆ 建築物を改築して、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

（例） **届出必要** 3 戸の建築等行為



届出不要 1 戸の建築等行為



※開発行為とは、主として、「建築物の建築や特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます（都市計画法第 4 条第 12 項）。

※住宅とは、建築基準法施行規則別紙に定める用途区分の内、「一戸建ての住宅」、「長屋」、「共同住宅」、「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」をいいます。

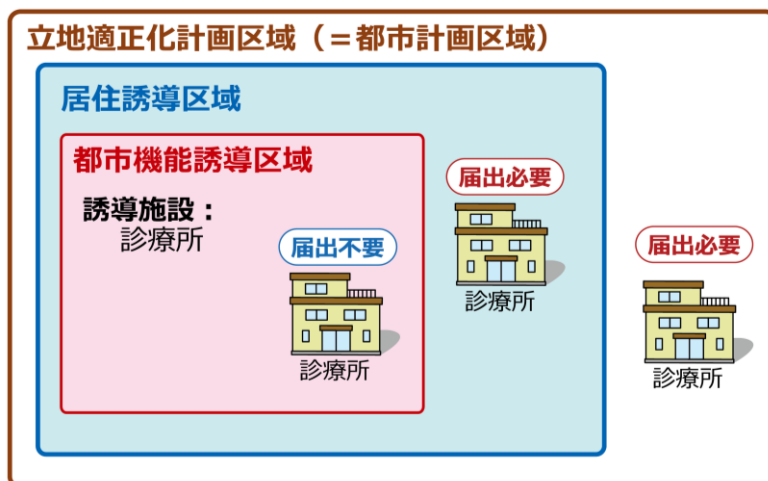
■ 誘導施設を有する建築物の開発・建築等行為に係る届出について

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築の動向を把握するため、**都市機能誘導区域外の区域**で、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。
(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

開発行為	市が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して、 誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設の詳細は 9 ページ参照

【届出が必要となる場合のイメージ：診療所の場合】



■ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止の届け出について

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止する場合は、休廃止の 30 日前までに市への届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

■ 誘導施設について

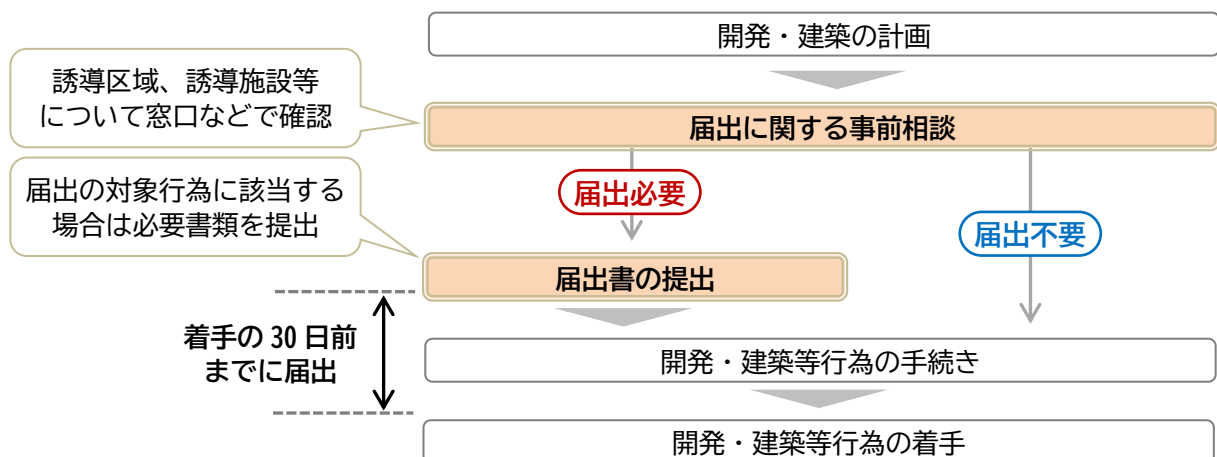
各都市機能誘導区域内で誘導施設として設定する施設は下表のとおりです。

【凡例】 ●：誘導施設（維持…現状立地あり） ★：誘導施設（誘導…現状立地なし） ◇：誘導施設に位置付けない・届出必要 ■：立地なし			都市拠点		複合拠点	地域生活拠点
機能	施設	定義	榛原	相良	相良牧之原IC	地頭方
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設（市役所榛原庁舎・市役所相良庁舎）	●	●	◇	◇
介護福祉	総合健康福祉センター	地方自治法第244条第1項に定める施設で、牧之原市総合健康福祉センター条例に規定する施設	●	◇	◇	◇
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	●	●	★	◇
	高齢者福祉施設（介護予防拠点施設）	牧之原市介護予防拠点施設条例に規定する施設	★	●	◇	◇
子育て	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する施設	●	●	◇	◇
	保育園/認定こども園	児童福祉法第39条（保育所）/認定こども園法第2条第6・7項（認定こども園、幼保連携型認定こども園）	●	●※	●	●
	児童館	児童福祉法第40条に規定する施設	★	●	◇	◇
	放課後児童クラブ	児童福祉法第34条の8に規定する事業を実施するための施設	●	●	●	●
商業	スーパーマーケット/ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡超の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取扱うもの	●	●	★	★
金融	銀行等	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に基づく金融機関、労働金庫法に基づく金融機関、農業協同組合法に基づく金融機関のうち窓口業務を行う施設	●	●	★	●
医療	病院	診療科目に内科（小児科を含む）又は外科を含む医療法第1条の5に規定する病院（病床20床以上）	●	◇	◇	◇
	診療所	診療科目に内科（小児科、耳鼻咽喉科を含む）又は外科を含む医療法第1条の5に規定する診療所（病床19床以下）	●	●	★	●
教育・文化	小学校	学校教育法第1条に定める施設	◇	◇	●	◇
	中学校		◇	◇	●	◇
	義務教育学校		★	★	★	◇
	高等学校		●	●	◇	◇
	文化施設	図書館法第2条第1項に規定する施設（図書館）、ホール機能を有する文化施設	●	●	◇	◇

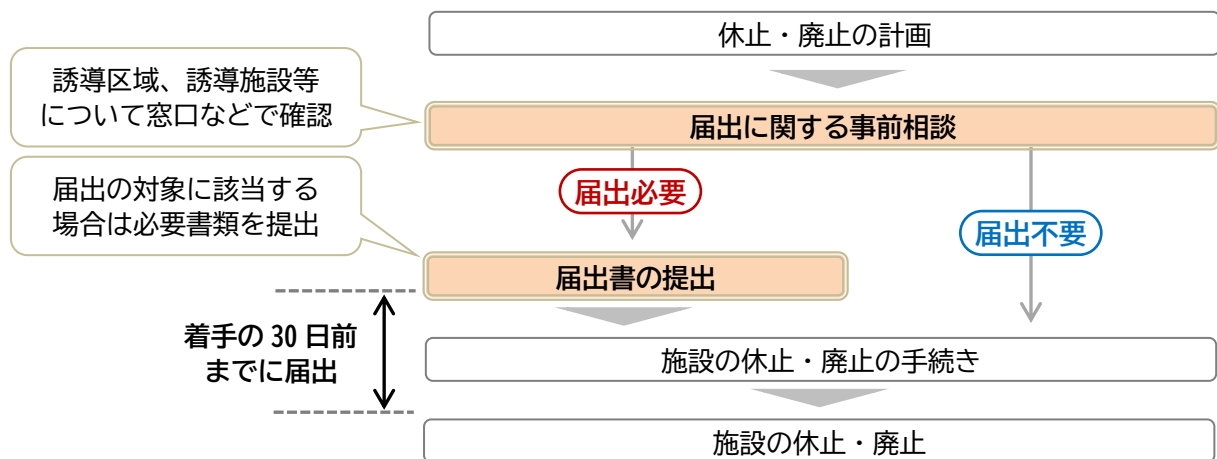
※「子育て支援センター相良」に児童館機能あり

■ 届出の手続きの流れについて

【開発行為及び建築等行為の場合】



【施設の休止又は廃止の場合】



なお、当該届出に係る行為が、都市機能誘導区域内や居住誘導区域内において誘導施設や住宅の立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、当該届出に係る事項に関し、立地を適正なものとするために必要な勧告をする場合があります。（都市再生特別措置法第88条第3項、第108条第3項）

注 意

- ・届出をせず、又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処される場合があります。（都市再生特別措置法第130条）
- ・届出の提出後、行為の計画に変更があった場合には変更の届出が必要です。
- ・都市再生特別措置法第88条または第108条の規定に基づき勧告を行う場合があります。

■ 届出先について

牧之原市役所 建設部 都市住宅課

〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地（牧之原市役所 相良庁舎）

③ 届出の要否の確認

住宅又は誘導施設の開発行為、建築等行為、休廃止の内容や場所によって、届出の要否が異なります。
以下の表を確認してください。

			居住誘導区域内 かつ 都市機能誘導区域内	居住誘導区域内 かつ 都市機能誘導区域外	居住誘導区域外 かつ 都市機能誘導区域外
住宅	開発行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要 (P4、5 参照)
		1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、 <u>1,000 m²以上</u> の規模のもの	不要	不要	必要 (P4、5 参照)
	建築等行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要 (P4、5 参照)
		建築物を改築し、又は建物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要 (P4、5 参照)
誘導施設	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的のもの	不要	必要 (P6~8 参照)	必要 (P6~8 参照)
	建築等行為	誘導施設を有する建築物の新築、もしくは建築物の改築・用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要 (P6~8 参照)	必要 (P6~8 参照)
	休廃止	都市機能誘導区域内で、誘導施設を <u>休止又は、廃止</u> しようとする場合	必要 (P9 参照)	不要	不要

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

※誘導施設とは、「牧之原市立地適正化計画」で定めている診療所、スーパーマーケット/ドラッグストア等をいいます。詳細は9ページをご確認ください。

4 居住誘導区域外での住宅の開発行為・建築等行為

●目的

市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

●対象となる行為

立地適正化計画で定める居住誘導区域外において、以下の要件にあてはまる開発行為及び建築等行為について届出の対象となります。

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの

【建築等行為】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※開発行為・建築等行為を同時に行う場合もそれぞれに届出が必要となります。

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第34条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、届出を要しない軽易な行為となります。

●提出書類（1部提出） ※代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

◆開発行為の場合

届出書：様式第10 （都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

添付図書：①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）

②設計図

（建物配置図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

◆建築等行為の場合

届出書：様式第11 （都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

添付図書：①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）

②住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

◆上記の届出内容を変更する場合

届出書：様式第12 （都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

添付図書：上記それぞれの場合と同様

⑤ 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為

●目的

市が都市機能誘導区域外における誘導施設の開発等の動きを把握するための制度です。

●対象となる行為

立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外において、以下の要件にあてはまる開発行為及び建築等行為について届出の対象となります。

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的のもの

【建築等行為】

誘導施設を有する建築物の新築、もしくは建築物の改築・用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設が含まれる建築物は全て対象となります。

【届出を要しない軽易な行為】

都市再生特別措置法施行令第44条の規定により、誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない軽易な行為となります。

●提出書類（1部提出） ※代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

◆開発行為の場合

届 出 書：様式第18 （都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

添付図書：①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する
図面

（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）

②設計図

（建物配置図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書等

（求積図：①②により面積が確認できない場合、位置図、案内図 等）

◆建築等行為の場合

届 出 書：様式第19 （都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

添付図書：①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）

②建築物の2面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書等（求積図：①②により面積が確認できない場合）

◆上記の届出内容を変更する場合

届 出 書：様式第20 （都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

添付図書：上記それぞれの場合と同様

⑥ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止

●目的

市が都市機能誘導区域内における誘導施設の動きを把握するための制度です。

●対象となる行為

都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止する場合は、休廃止の 30 日前までに市への届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

※誘導施設が含まれる建築物は全て対象となります。

●提出書類（1 部提出）

届 出 書：様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

様式第10

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和8年7月1日 ← 着手日の30日前までに提出をお願いします。

(宛先) 牧之原市長

届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△

氏 名 株式会社 □□□□

代表 静波 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	牧之原市静波 ○○ △△番地の△ (外◇◇筆)
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和8年8月1日
	5 工事の完了予定年月日	令和9年4月1日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 10区画 (代理人連絡先) 静岡県牧之原市静波△△△ (株) ◇◇設計 担当: ○○ 電話番号: 0548-◇◇-◇◇◇◇

注1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者が記載すること。

<添付図書>

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ②設計図(建物配置図、計画平面図 縮尺 1/100 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図書(求積図: ①②により面積が確認できない場合)等

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

様式第11

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

令和6年 7月 1日 ← 着手日の30日前までに提出をお願いします。●

(宛先) 牧之原市長

届出者 住所 静岡県牧之原市静波△△△
氏名 株式会社 □□□□
代表 静波 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	牧之原市静波 ○○ △△番地の△
	地目	宅地
	面積	1, 000㎡
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和8年 8月 1日 ← (完了予定年月日) 令和9年 4月 1日 (戸数) 10戸 (代理人連絡先) (株)◇◇設計 担当:○○ 静岡県牧之原市静波△△ 電話番号: 0548-◇◇-◇◇◇◇	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

<添付図書>

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面(配置図 縮尺 1/100 以上)
- 住宅等の2面以上の立面図、各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- その他参考となる事項を記載した図書(求積図: ①②により面積が確認できない場合)

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係)

様式第 12

行為の変更届出書

● 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 8 年 9 月 1 日

(宛先) 牧之原市長

届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△
氏 名 株式会社 □□□□
代表 静波 太郎

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 8 年 8 月 1 日
- 2 変更の内容： ・住宅用区画数の変更（10 区画⇒9 区画）

→ 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 8 年 10 月 1 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 9 年 6 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

様式第 18

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 7 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。
(宛先) 牧之原市長

届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△
氏 名 株式会社 □□□□
代表 静波 太郎

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	牧之原市静波 ○○ △△番地の△ (外◇◇筆)
	2 開発区域の面積	15,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設(スーパーマーケット) 店舗面積: 10,000㎡
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 8 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 4 月 1 日
	6 その他必要な事項	(誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積) 飲食店(床面積: 500㎡) (代理人連絡先) 静岡県牧之原市静波△△△ (株) ◇◇設計 担当: ○○ 電話番号: 0548-◇◇-◇◇◇◇

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者が記載すること。

<添付図書>

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該の周辺の公共施設を表示する図面
(位置図等 縮尺 1/1,000 以上)
- ②設計図(建物配置図、計画平面図 縮尺 1/100 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図書等(求積図: ①②により面積が確認できない場合)

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

様式第 19

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、		
誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。		
令和 8 年 7 月 1 日 ← 着手日の 30 日前までに提出をお願いします。		
(宛先) 牧之原市長		
届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△ 株式会社 □□□□ 氏名 代表 静波 太郎		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	牧之原市静波 ○○ △△番地の△
	地 目	宅地
	面 積	5, 0 0 0 m ²
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和 8 年 8 月 1 日 ← (完了予定年月日) 令和 9 年 4 月 1 日 (誘導施設以外の用途がある場合、その用途と面積) 飲食店 (床面積: 5 0 0 m ²) (代理人連絡先) (株) ◇◇設計 担当: ○○ 静岡県牧之原市静波△△ 電話番号: 0548-◇◇-◇◇◇◇	

注 1 届出者が法人である場合には、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

<添付図書>

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図 縮尺 1/100 以上)
- 建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- その他参考となる事項を記載した図書等 (求積図: ①②により面積が確認できない場合)

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

様式第 20

行為の変更届出書

着手日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 8 年 9 月 1 日

(宛先) 牧之原市長

届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△
氏 名 株式会社 □□□□
代表 静波 太郎

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和 8 年 8 月 1 日
- 2 変更の内容： ・土地の面積の変更 (5, 0 0 0 m²⇒4, 5 0 0 m²)

3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和 8 年 10 月 1 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和 9 年 6 月 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

※記入例

(都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

様式第 21

誘導施設の休廃止届出書

●休廃止日の 30 日前までに提出をお願いします。 → 令和 8 年 7 月 1 日
(宛先) 牧之原市長

届出者 住 所 静岡県牧之原市静波△△△
氏 名 株式会社 □□□□
連絡先 代表 静波 太郎
電話番号: 0548-◇◇-◇◇◇◇◇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

(1) 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称: ◆◆ストア

用 途: 商業施設(スーパーマーケット)

所在地: 静岡県牧之原市静波

▶(2) 休止(廃止)しようとする年月日 令和 8 年 8 月 1 日

(3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

(4) 休止(廃止)に伴う措置

イ) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

ロ) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

当該建築物は廃止後取り壊し予定

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 (4)ロ)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

※上記様式は、牧之原市ホームページよりダウンロードできます。

牧之原市立地適正化計画 届出の手引き

お問い合わせ先

牧之原市 建設部 都市住宅課
〒421-0592 牧之原市相良 275 番地
(牧之原市役所 相良庁舎)
TEL 0548-53-2633/FAX 0548-52-3772
E-mail toshi@city.makinohara.lg.jp
<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp>

居住誘導区域及び都市機能誘導区域、届出の詳細については、都市住宅課でご確認いただけます。